

社会福祉法人小越会 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
 2. 課題 男性職員の育児休業等取得の実績がない。
女性職員の割合が8割であり、子育てや介護をしながら就業している女性職員がいる。
 3. 目標と取組内容
目標 女性職員の育児休業取得率 100%、男性職員の育児休業等の取得を1名以上とする。
子育てや介護等を担う女性職員のライフスタイルに合わせた働きやすい職場環境を整備する。
- 取組内容 令和4年4月～ 利用できる支援制度とハラスメント防止、就業規則等に関する説明資料を作成し、経営運営会議等で年2回以上の説明を行い、管理職への周知を図る。
男性職員に対して、育児休業等の制度活用の啓蒙活動を行う。
- 令和5年4月～ 男女別のフレックスタイム制等、柔軟な働き方が可能となる仕組みを作る
- 令和6年4月～ 職員の育児休業取得率の現状を把握。男性の育児休業等の取得実績がない場合は、取得に向け、啓蒙活動を継続する。

掲示日 令和4年4月12日

公表する基礎項目
令和6年度実績

令和7年8月28日作成

① 通常の労働者に占める女性労働者の割合

令和6年度 正職員 65.2%

令和5年度 正職員 64.4%

令和4年度 正職員 64.2%

② 男女別の平均継続勤務年数

女性：17.1年

男性：15.8年

③ 月別平均残業時間数

1月	2月	3月	4月	5月	6月
2.2	3.1	4.2	6.3	5.7	3.6
7月	8月	9月	10月	11月	12月
3.6	3.6	4.4	3.9	3.7	4.9

④ 管理職に占める女性の割合 50%

⑤ 通常の労働者への転換等、中途採用及び再雇用の状況（直近の3事業年度）

通常の労働者への転換、派遣労働者の雇入れ 2名

おおむね30歳以上の女性の通常の労働者としての中途採用 6名

厚生労働省ウェブサイト公表日 令和7年9月18日